

独立行政法人評価委員会
国立公文書館分科会
第40回議事録

内閣府大臣官房公文書管理課

第40回国立公文書館分科会 議事次第

日 時：平成26年 3 月13日（木）14:00～14:48

場 所：内閣府本府 3 階特別会議室

開 会

- 1 平成25年度の業務実績評価について
 - (1) 評価基準（案）
 - (2) 項目別評価表（案）
 - (3) 総合評価表（案）

- 2 中期目標期間終了時の組織、業務全般の見直しのための取組について

- 3 独法改革等に関する基本的な方針について

- 4 今後の予定について

閉 会

○田辺分科会長 それでは、ただいまから第40回「国立公文書館分科会」を開催いたします。

本日の分科会は、内閣府独立行政法人評価委員会令第6条の定足数の要件を満たしており、有効に成立しております。

大体1時間程度の会議と見込んでおります。よろしくお願い申し上げます。

アジェンダは、こちらの議事次第に書いてあるとおりでございます。

議案1の「平成25年度の業務実績評価について」、まず初めに、資料2「独立行政法人国立公文書館の各事業年度の業務の実績に関する評価基準（案）」についてお諮りいたします。資料2をごらんいただきたいと思っております。

単純に言うならば、例年と同じ形で25年度の業務実績評価を行いたいということでございますけれども、何か御意見等がございますでしょうか。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○田辺分科会長 では、評価基準につきましては、この案のとおりにさせていただきたいと思っております。中期的というのがあり得るかどうかわかりませんが、前に並委員からございましたように、全体の独法の間で共通化できないかということは諮っているわけがありますけれども、独法改革は初めに3分類に分けるほうが先行していますので、基準の共通化は時間切れかなという感じがいたしております。この点を念頭に置いていただければと思います。

次に、国立公文書館の平成25年度業務実績の「項目別評価表（案）」と「総合評価表（案）」について、事務局及び国立公文書館から説明をお願い申し上げます。

また、昨年、本分科会が行いました国立公文書館への指摘事項の対応表、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から出されました24年度の評価の2次意見等についても、あわせて御説明をお願いいたします。

では、よろしくお願いいたします。

○笹川課長 公文書管理課長でございます。御説明させていただきます。

まず、資料3と4で表の全体構成、それから様式の説明でございます。

資料3、項目別評価表をごらんください。

基本的には、昨年評価を行っていただいた24年度のものと同じ様式になっております。表の左側の欄は、第3期中期計画の項目、その右側に評価項目、これが25年度の公文書館の年度計画とイコールになっております。真ん中に指標、評価基準、実績、公文書館の自己評価、実績に対する分科会評価、その評価理由という形でございます。この表に従いまして、国立公文書館が6月末までに実績、自己評価を記載して、昨年と同様、それをもとに7月から8月にかけて分科会を2回やっていただくということを考えております。

1回目の分科会では、公文書館からヒアリングをしていただきまして、その上で委員の皆様を持ち帰っていただいて、評価案を書いて提出していただき、2回目の分科会で評価を決定していただくという手順になります。

以上が資料3の項目別評価表の様式、位置づけの説明でございます。

資料4、総合評価表でございます。

これも先ほどの項目別評価表と同様に、24年度と同じものになっております。

まず「Ⅰ. 項目別評価の総括」として、資料3の項目別評価表に対応した項目ごとに意見を書いていただくようになっております。めくっていただきまして、3ページに行きますが、「Ⅱ. その他の業務実績等に関する評価」、「Ⅲ. 法人の長等の業務運営状況」、「Ⅳ. 評価委員会等（政独委含む）からの指摘事項に対する対応状況」の記述もお願いいたします。最後に「総合評価」ということで、全体の評価の記載もお願いできればと思います。

以上が資料4、総合評価表の様式、位置づけでございます。

内容につきましては公文書館のほうから。

○大津次長 国立公文書館でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま御説明のありました資料3にお戻りいただきまして、項目別評価表でございます。

平成24年度の記載内容と今回のものとの主な変更点について御説明を申し上げます。左から2つ目の「評価項目」の欄を中心にごらんいただくことにいたしますが、昨年度からの変更箇所は赤字で記載させていただいております。

1ページの「評価項目」の欄の「1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」の「(1) 体制の整備」でございますが、その後段のところに「また」以下の箇所がございます。24年度の計画では、ここが「特定歴史公文書等の収蔵量の増加に伴い、今後の受入文書の収蔵スペースを確保するため、つくば分館の書庫の増築について検討を行う」と記載されておりましたが、ここを「収蔵スペースを確保するための方策について検討を行う」という形に変更いたしております。

その理由といたしましては、平成25年度予算の概算要求において、つくば分館の増築工事に向けた経費を要求いたしました。しかし、財政当局からは、現在は依然として東日本大震災からの復興期間中であることを理由にこれが認められませんが、その代替案として、つくば分館の書庫の満架時期を延長するための施設改修経費としての予算が認められましたので、当館といたしましては、つくば分館増築に向けた当初の方針を変更いたしまして、つくば分館書庫の収蔵スペースを確保する方策について検討することといたしましたので、(1)の「また」以下をそのように記載させていただいております。

次に、その下の「(2) 歴史公文書等の適切な移管及び保存に向けた行政文書の管理に関する適切な措置」のi)の「また」以下の箇所でございます。25年度は新たに内閣府と協同いたしまして、各行政機関などにおいて作成されました東日本大震災に関する文書が適切に管理、保存がなされているかについての把握に努めることといたしましたので、その旨を新たに記述させていただいております。

次に、2ページ中ほどの「②保存のための適切な措置」のii)でございます。

こちらは、まず左端の「中期計画の各項目」欄の同じくii)の記述の末尾のところをごらんいただきたいと思いますが、ここで紙媒体の公文書等の保存のあり方について、平成22年度末までに民間の専門家等の知見を十分に活用しながら検討し、結論を得るとしておりまして、この件につきましては、22年度末までに専門家の方々に検討をお願いいたしまして、その検討結果をもとに館としての結論を既に出しておりまして、紙媒体の歴史公文書の保存につきましては、その劣化が進んでいるものは公文書の原本をマイクロフィルム化して保存する。また一方において、保存状態が比較的良好であって、かつ、利用頻度の高いものについては、原本から直接デジタル化するという方針を立てまして、既にその方針のもとに実施に移しておりまして、中期計画で定められた検討作業を行い、所用の取り組みを行うという初期の目的を達成いたしておりますので、25年度の評価項目からは削除いたしております。

次に、3ページ中ほどの「③利用のための適切な措置」のii)でございます。

25年度においては、公開または部分公開とした文書の中にも、閲覧請求がありました場合に、劣化などが原因して当該文書が一般の利用に即供することができないものがあることが判明いたしました。そこで、その実態を把握し、今後の修復の計画にその調査結果を反映させることとしましたので、その旨の記述を追加させていただいております。

次に、4ページに参りまして、v)でございます。

平成23年度の業務実績の評価結果に対して、総務省のいわゆる政独委からは、当館は、年度計画に記載している数値目標が過去数年の実績と比較して低い水準になっているものが見受けられるとの指摘を受けました。そこで、25年度計画では、24年度の業務実績のみではなく、さかのぼって過去3年間の実績等を踏まえまして、適正な目標値を設定し、それを25年度計画に反映させることといたしました。そのため、4ページのv)に記載しましたように、要審査文書の事前審査の処理目標数を、24年度計画に記載しておりました1,500冊から25年度は2,100冊にいたしました。

また同様に、5ページに参りまして、viii)でございますが、25年度における館のデジタルアーカイブのアクセス件数の目標値を約22万件としておりましたが、これを24万件に、さらに、次のix)の館の保存する特定歴史公文書等の外部施設・機関への貸し出し審査に当たっての平均審査日数を15日から7日に短縮するなど、それぞれ目標値を引き上げております。

次に、6ページに参りまして、「④地方公共団体、関係機関等との連携協力のための適切な措置」のiv)でございます。

当分科会からの平成23年度の業務実績に対する評価をいただきました際に御指摘いただきました点を踏まえまして、25年度計画には、内閣府と協同して国立大学法人等の各法人機関を対象に、公文書管理法に定めるところの国立公文書館等の施設の指定に向けた検討状況を把握することといたしましたので、その記述を新たな項目として追加いたしております。

ます。

次に、8ページに参りまして、中ほどの「⑦被災公文書等修復支援事業の実施」でござい
ます。

平成24年度末の時点では、東日本大震災により被災した地方自治体からの修復支援事業
の実施の引き続きの支援要請の希望または依頼が実はございませんでしたので、25年度計
画からは削除することといたしました。

次に、その下の「(4)研修の実施その他の人材の養成に関する措置」でござい
ます。

行政機関及び独法等の現用文書を扱う機関の職員を対象にした公文書管理研修につきま
しては、その受講者が大幅に増加しております現状を踏まえまして、受講希望者はその全
員が受講できるように措置いたしましたので、(4)の「なお」以下の部分で、「公文書
管理研修について積極的に受講者の受入れを行うとともに」との記述にさせていただいて
おります。

最後に、9ページ、上から2つ目のiv)でござい
ますが、公文書管理制度を支える人材
養成のためのPTについての項目でござい
ます。

ここでは、従来は公文書管理法施行後の新しい制度のもとにおいて当館が実施すること
となります研修及び人材養成に関する取り組みの内容やその強化策などについて検討する
旨の記述をいたしておりましたが、その後、新制度のスタートとともに当館が実施する研
修につきましては、おおむねその道筋がついてまいりましたので、25年度計画の項目から
は削除させていただいております。

以上が項目別評価表の主な変更点でござい
ます。

続いて、総合評価表のほうもあわせて御説明を申し上げます。資料4をごらんいただき
たいと存じます。

昨年度からの変更点は、実は1点のみでござい
ます。昨年は、1ページの1.⑦とし
まして、ただいま御説明しました被災公文書等修復支援事業の実施を記述しておりましたが、
御説明いたしましたように、25年度は被災した地方自治体からの支援要請の依頼がござい
ませんでしたので、支援事業を実施しておりませんので、この項目を削除させていただい
ておりますが、その他の項目については変更は特にござい
ません。

24年度との変更点については、以上のとおりでござい
ます。よろしくお願
いいたします。

○笹川課長 それでは引き続きまして、資料5と6を簡単に説明させていただきます。

まず、資料5でござい
ます。

これは、昨年の夏、この分科会に公文書館の24年度実績評価を行っていただいた際に御
指摘がありました事項を一覧にしたものでござい
ます。国立公文書館が表の右側の空欄に
対応状況を書き込めるようにしており
まして、この夏、この対応状況も含めて25年度の評
価をお願いしたいと考えているところ
でござい
ます。内容につきましては、既に御指摘い
ただいた事項ですので、ここでは省略させていただきます。

最後に、資料6でござい
ます。

これは、昨年12月26日に出された総務省の政独委の24年度業務実績評価についての2次評価意見でございます。この意見では、国立公文書館も含めて内閣府所管の独法への個別の指摘事項はございませんでした。各府省所管法人共通の指摘事項として、この後に書いてございますとおり、内部統制の充実強化、成果・効果の明確化、受益者負担の妥当性等、施設・事務所等別の評価云々かんぬんと書いてあるところでございます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から御説明がありましたように、指摘事項等に関しましては、国立公文書館においてしっかり御対応していただくとともに、7月開催の本分科会におきましては、業務の実績報告等をお願いいたします。また、委員各位におかれましては、これらの指摘事項も踏まえて7月に向けて厳しく評価を行っていただくようお願いいたします。

御説明いただきましたけれども、これまでの説明に関しまして、御質問等がありましたらお願いいたします。幾つかの変更点等に関して御説明いただいたかと思っておりますけれども、何か御疑問等がありましたらよろしくお願いいたします。どうぞ。

○石川委員 先ほど資料3の2ページのii)の説明をされたときに、「結論を得た」ということで伺いましたが、その際に劣化したものはマイクロフィルム化で、良好かつ利便性のあるものはデジタル化ということでしたが、そもそもマイクロフィルム化とデジタル化にはどういう違いがあるのでしょうか。また、それぞれのメリットですとかコストに差があるのかどうかを教えていただければと思います。

○大津次長 外部の有識者の方々にお集まりいただいて、検討会を開かせていただいて、委員の方々の御意見といたしましょうか、お考えは、私どもは従来から原本の複製物、レプリカをつくるときには、通常はマイクロフィルムでつくるということをやっている。実はそれは、主眼は何かと申しますと、保存をしていくための代替物であるということでマイクロフィルムをつくってまいりました。ところが、時代の趨勢もありまして、今回の公文書管理法のもとでの新しい管理制度が動き出しましたときには、広く一般に、幅広く利用していただくことに主眼を置くということでもございましたので、利用のほうにもっと軸足を置けという御指示もございまして、できるだけ皆さんに即利用していただけるような形にするためにはどうしたらいいのだろうかという観点からも実は御議論いただきました。

その際に、冒頭申しましたように、マイクロフィルムは保存のためでございましたけれども、利用のためになりますと、やはり今のこの時代でありますと、デジタル化のほうをもっと推進していくべきであるという先生方のお考えもございました。とはいえ、デジタル化の動きが御案内のとおり日進月歩で進展しておりますので、完全に100%デジタル化をしまうのはいかなものかという先生方の御判断でございまして、あくまでも保存というところにも目を向けながら、利用と両立させていく必要があるということで、ただいま私が御説明しましたように、原本が非常に劣化して直接閲覧の利用に供することができないような状態にあるものについては、まずはマイクロフィルムで保存する。

実はマイクロフィルム化とデジタル化とどちらが長期間にわたって耐えられるのだろうかということについては、いろいろな御議論が先生方の中にもありましたけれども、今の段階ではまだマイクロフィルムのほうであるという結論もございました。片方にだけということではなくて、両方併用でしばらくの間、検討していくようにとのことがございましたので、私どもは、保存に耐えられないような劣化が進んでいるものについてはマイクロフィルム、マイクロフィルムからさらに利用のためにデジタル化するというような方法をとる。しかも、比較的まだ保存状態がよくて利用頻度が高いものについては直接デジタル化でよろしいだろうというお考えでもございましたので、そのお考えをそのまま踏襲させていただいているということでございます。

○石田調整専門官 補足させていただきます。

まず、紙からマイクロにするには1コマ当たり大体70円です。マイクロはマイクロリーダーでしか読み取れないので、見ていただく場合には、当館の閲覧室に来ていただいて、マイクロリーダーで見ていただく形になるのです。つまり保存のためだけでなく、閲覧室で閲覧することで利用もできるのです。ただ、デジタル化の場合ですと、デジタル化したものは当館のデジタルアーカイブによりご自宅のパソコンで「いつでも」、「だれでも」、「自由に」、「無料で」見られるのです。だから、デジタル化した場合にはいろいろな人が見られるわけでございます。

一度マイクロしたものをマイクロからデジタルに変換するのにまた70円かかるので、紙からマイクロ化するのにかかる70円と合わせて1コマ当たり140円かかるのです。ただ、紙から直接デジタルにすると1コマ当たり120円でできるのです。工程も2工程から1工程になり、費用も安くなる。それで、なおかつデジタルにすれば、当館デジタルアーカイブでたくさんの人が見られるようになるメリットがあるということでございます。

○田辺分科会長 よろしゅうございますか。

○石川委員 ありがとうございます。

○田辺分科会長 ほかに何か御質問等は。どうぞ。

○大隈分科会長代理 同じく資料3の8ページ、今回消えた「⑦被災公文書等修復支援事業の実施」のところですか。被災した地方公共団体からの御要望はもうないということですが、こちらから何か積極的な働きかけとかはございましたでしょうか、教えていただけますか。

○大津次長 この修復支援事業を実施しようという考えのもとで私どもが財政当局に予算要求しました際に言われたことは、当初は私どもは率先してこちらから出向いて行って、修復支援事業をみずから手がけるという考えのもとにこの事業を行いたいと思っておりましたが、国立公文書館法の中には、私どもができる権限の範囲が、専門的、技術的助言をするということなのです。したがって、地方自治体の所管している公文書を私どもが勝手にさわると言うてはおかしいのですが、こちらから手を触れることができないので、あくまでも支援をするという観点からの事業なら許すという財政当局からの御指示でござ

いました。

したがって、この事業は、私どもから各被災した自治体に、御希望されますか、どうですかということをして全ての3県の被災した自治体に問い合わせいたしまして、ぜひお願いすると。ただ、私どもが実際にこの事業で修復をするということではなくて、現地で雇用した現地の住民の方々に研修生となってもらい、研修をして、その方々に必要な修復する技術を学んでいただいて、習得していただいて、要はその方々が現地で、大変膨大な数の被災公文書が発生しておりますから、それを手がけていただく。その最初の取っかかりである必要な知識を研修するというのがこの事業の目的でございました。

したがって、極端な話を言えば、1回しっかりと技術を習得していただければ、あとはそこで学んだ研修生の皆さん方を地元の自治体が雇用していただいて、その方が手がけていくということでもございました。とはいえ、この中身については、1回で皆さんに学んでいただくというものではなくて、奥の深い修復の作業でもございましたので、2年にわたって行いましたが、さらに25年度についてもいかがですか、引き続きなさいますか、御希望はいかがでしょうかということで再度各市町村に尋ねましたが、皆さん方、大体よろしいと思ったのか、その御希望がございませんでした。主体は、あくまでも市町村側にあるということで、今回は継続することは差し控えさせていただいたということでもございます。

○大隈分科会長代理 ありがとうございます。

○田辺分科会長 ほかに何かございますでしょうか。

では、荳さん、どうぞ。

○荳委員 同じく資料3の4ページの下の方、vii)の展示の変更について、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。常設展はもうやめられるということなのか、そのあたりを。

○大津次長 展示のところでもございますけれども、御案内のとおり春と秋に特別展示を行っておりまして、それ以外にも年間6回テーマを変えまして企画展を春、秋の特別展の前後に挟むような形で実施することにより、年間を通してごらんいただけるようになりました。

それから、昨年もそうですが、いわゆる館外展。これまで私どもは、展示会と申しますと、本館とつくば分館で行っている展示以外はございませんでしたけれども、新しい制度のもとで地方の方々にも公文書館の実態をよく学んでいただくというか、知っていただくよい機会になりますので、こちらから地方に出向いていきまして、その会場をお借りして、私どもの保有しております貴重な公文書を展示させていただいて、公文書になれ親んでいただくという形で行っております。これまでに大阪、京都、昨年は茨城で行いましたので、こういった展示を今後も続けていくということでもございます。

○石田調整専門官 補足いたしますと、昨年度の計画からの変更点ですが、24年度は耐震補強工事を行っていたため、本館での展示は行っていなかったということでもございます。ですから、本館での展示会開催を休止するけれども、館外展示とかに取り組みますという

のが昨年の文面になっていたのです。そこから、今、大津次長から御説明したような形でやっていくように変更したという趣旨でございます。

○荳委員 わかりました。ありがとうございます。

○田辺分科会長 ほかに御意見等はございますでしょうか。

先ほど私も大隈委員と同じことを聞こうかな思っていたのです。地方自治体のほうに直に出向いての仕事というよりも、人が育っていただければそれにこしたことはございませんし、それで花開いていただければいいかなという感じはしております。ただ、逆にPR不足でこういうことが生じているのだったら、それはそれで問題かなと思ったのです。

○大津次長 先ほど申しましたように、一応、被災した3県の全自治体に対しては、私どものほうからくまなく、これをやりたい、やりますよということを周知いたしました結果、手の挙がった市町村において実施させていただいたということでございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

実際に各自自治体でちゃんと公文書が保存されているといいですねという感じがいたします。

ほかに何かございますでしょうか。保坂委員、何かございますか。

○保坂委員 いえ。

○田辺分科会長 それでは、本日御審議いただきました平成25年度の「項目別評価表(案)」、「総合評価表(案)」については、分科会として、この案のとおりに決定させていただきたいと思っております。

よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田辺分科会長 ありがとうございます。

続きまして、公文書館の「中期目標期間終了時の組織、業務全般の見直しのための取組について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○笹川課長 中期目標期間終了時の取り組みということで御説明させていただきます。

資料の7と8になります。

まず、資料7-1をごらんいただきたいのですが、独法通則法の条文が書いてあります。

第35条で、皆さん御案内のことと思っておりますけれども、主務大臣は、中期目標期間終了時において、業務継続の必要性、組織のあり方その他の検討を行い、その結果に基づき所用の措置を講ずる。その検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。

具体的なやり方として、資料7-2に閣議決定がございまして。

1枚めくっていただきまして、2ページの2.と3.あたりですけれども、まず2.のところでは、はしょって申し上げると、主務大臣は、事務事業の改廃、組織・業務全般の見直しの当初案を作成して予算要求を行う。3.見直し内容を踏まえて、主務大臣は中期目標等を策定するというようにされております。

ちなみに、中期目標策定というところについては、独法の見直しの関係がありまして、後でまた御説明させていただきますけれども、中期目標というよりは新しい単年度目標になろうかと思いますが、いずれにしても新しい何らかの目標をつくるという意味ではプロセスは変わりません。

このため、当初案の検討に当たりまして内閣府の評価委員会から意見を聞くために、前年夏、要するにことしの夏になりますけれども、この分科会において、22年度から25年度までの中期目標期間の仮評価を行っていただく。見直しの当初案や、これを踏まえての新しい目標、計画の策定、予算要求に反映させていくというプロセスになっていきます。

ちなみに、評価委員会と分科会の役割分担につきましては、中期目標終了時の業務は評価委員会にお願いすることになっていきますけれども、まずは担当分科会において年度評価とあわせて中期目標期間の仮評価の原案をつくっていただくことになっていきます。それを評価委員会で審議の上、決定することになります。

それから、様式みたいな話ですけれども、資料8でございます。

これが仮評価を行うための評価表、さっき出てきたものとほとんど一緒でございます。第1期、第2期の仮評価でも同じものを使っております。基本的に年度評価の総合評価表をもとにしておりますけれども、2ページの一番下の四角で「主要事務事業や組織の在り方についての意見」がございます。主務大臣がここを記載する欄があるというのが、さっきの評価表との違いでございます。

以上の2点、すなわち仮評価の原案作成をこの分科会で行っていただくこと、それを今ごらんいただいた様式で行うことにつきまして御了解いただければ、今後、20日以降と聞いていますが、親委員会の評価委員会のほうの持ち回りに図らせていただこうと考えております。したがって、本日は事前にそのあたりを御了解いただければ、あるいはそれに先立ちまして御意見等をお伺いできればという趣旨でお諮りさせていただいております。評価委員会でもし決定いただければ、分科会として夏の年度評価とあわせて評価をお願いすることになりますので、その際はよろしくお願ひできればと思います。

とりあえずそういうことでございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

若干役割が面倒くさいかもしれませんが、親委員会のほうで原案をつくるのがもとの規定ですが、実際上は分科会のほうに原案の作成を委任する形で、こちらでつくって、それをまた親委員会に返すということでもあります。この了解はまだとれておりませんが、20日以降、持ち回りにて開催される内閣府の独法評価委員会、親委員会ですけれども、こちらで1期、2期と同じように、分科会で仮の原案を作成することについて諮られるということでございます。

また、先ほど御説明がありました夏の年度評価の折に、こちらのほうの仮の評価ですけれども、中期目標期間終了時の評価もあわせて行っていただくこととなりますので、あらかじめお諮りさせていただいている次第でございます。

この点、何か御質問等がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。
それでは、中期目標期間終了時の仮評価案の作成及び様式につきましては、分科会として原案のとおりに決定させていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○田辺分科会長 どうもありがとうございました。

続きまして、昨年12月24日に閣議決定されました独立行政法人改革等に関する基本的な方針につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○笹川課長 説明させていただきます。

資料9-1、方針の全体として資料9-2でございます。

今、御紹介いただきましたとおり、昨年12月に独立行政法人等改革に関する基本的な方針ということで閣議決定が行われました。概要は9-1でございますが、現在、独法は、御存じのとおり全法人に一律のルールが適用されていますけれども、今後は法人の事務事業の特性に応じて3つに分けて、それぞれ政策実施、機能の強化を図り、適切にガバナンスしていこうということで、9-1の①中期目標管理型、②研究開発型、③単年度管理型の3つに分けていくということでございます。

3ですけれども、まさに今お願いしていますが、これまでは各府省の評価委員会が所管法人の業績評価を行っていましたが、今後は主務大臣みずからが業績評価を行う仕組みになるということでございます。

裏をごらんいただきます。我が国立公文書館につきましては、2ページの下のほうにございますけれども、単年度管理型の法人ということになりました。単年度管理型法人は、国の行政事務に密接に関連した事務・事業を執行することを目的として、役職員は国家公務員の身分を付与するということでございます。

他方、下のほうに書いてありますけれども、国立公文書館は公文書管理法施行後5年を目途にいろいろ見直すことになっていまして、その一環として、立法府、司法府との関係も踏まえて組織のあり方についても検討していくということでございます。そうすると、あと2年ぐらい先になるのですけれども、したがって、その結論が出るまでといいますか、新たな組織への以降がどういう形でいくか確定するまでの間は、とりあえずこれまでの独法という形を維持して、単年度型に移行することにされたということでございます。

今、御説明している措置は、独法通則法などの改正が必要となりますので、27年4月、1年後からの実施を目指していると聞いております。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

初めに御説明いただいたほうがよかったのかもしれませんが、ポイントは、国立公文書館に関しては単年度管理型になることと、業績評価のところで、27年度以降はここを通すことなくということになりますので、1年間ぐらいきちんと我々のほうで評価する

のが業務になっているということだろうと思います。

何か御質問等がございましたら、よろしくお願ひいたします。

○荳委員 従来一律であったものを3分類することは理解できるのですが、大臣が目標を設定し、そしてみずから評価をするときに、こういう第三者的な組織を挟まないことになる、独立行政法人として別法人格を与えていることの意味というのでしょうか。つまり、大臣が全部判断するのだったら、目標も立てて評価も全部するのだったら、内部組織とどこが違うのかという気が非常にしまして、独立した別法人格を与えているのであれば、何か違う工夫がないと筋が通らないような気がするのです。そこはどのような仕組みを考えておられるのか、お伺ひしたいということです。

具体的に連想するのは、今、我々が提供していただいているような非常に詳細なデータです。財務的なデータだけではなくて、特にパフォーマンスに関するデータなんかは今と同じように提供されて、それが一般にも公開された上で、ただし、最終的な権限者は大臣ですよということなのか、そういうデータがどう扱われるのかはわかりませんと、とにかく大臣が目標設定して最後に決めるのですということなのか、そのあたりの仕組みについて教えていただけないかなと思ったのです。

○笹川課長 詳細な制度設計は、まさに今やっているところでございますので、うまく説明し切れな部分があります。

私の説明の仕方が悪かった部分もありますけれども、2ページの4に書いていますが、基本的にはガバナンス強化ということで、まさに大臣というか、社長がしっかり評価してということなのですけれども、第三者委員会がなくなるわけではございませんで、その評価の結果を第三者委員会に見ていただいて、評価が不適切であれば意見を述べる。

○荳委員 今、総務省にあるような一番トップの大きいところだけが残って、あとはみんななくなるということで、事実上、細かいのを全部やることはできなくて、従来どおり総務省がサンプル調査みたいな形、あるいはちょっと問題がありそうなものをやっていたということ。従来、分科会がやっていたことがそっくりそっちへ移るということでは恐らくないように感じるので、そうであれば、独立行政法人としておくことの意味。それだったら、もうやめて吸収しますというほうが筋としてはきれいに通るのかなと。そうでないのであれば、透明性の確保、説明責任の確保というところだけはきっちり押さえていただかないと思ったのです。

○笹川課長 御指摘はよくわかります。我々も、全体の枠組みの話でもあるので、申し上げにくい部分もあるのですが、御指摘はそのとおりだと思います。詳細は、どういう形で主務大臣の評価なりフィードバックの形になってくるかは私は承知しておりませんが、きちんと運用されるべきだとは思っていますので、そこは我々としても関心を持って、今までやってきた評価がきちんとやられなくなるというようなことにはならないように。

○荳委員 機能していたと個人的には思っているのです。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

恐らくここだけで議論しても難しい問題はあろうかと思えます。

○荳委員 もちろんそうなんですけれども。

○田辺分科会長 ただ、もとのエージェンシーのイギリス型はこうなっていましたので、あともう一つは、目標設定とその下の事業項目の計画を立てるところは基本的には分かれると思いますし、情報の公表の仕方、整理の仕方をどうするのかというところが恐らく肝になるのかなとは思っております。そちらのほうは、こういう御時世ですから、見えないように、見えないようにと動くことはあり得ないと思えますので、きちんとやっていただけることと確信しております。

○荳委員 わかりました。お願いします。

○田辺分科会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

では、以上で本日予定していた案件は全て終了いたしました。

事務局から、今後の予定についての御説明をお願いいたします。

○笹川課長 それでは、資料10でございます。簡単に御説明させていただきます。

先ほど申しあげましたとおり、今後、7月から8月にかけて、例年どおり分科会を2回開催させていただければと思っております。1回目は、本日御了解いただきました項目別評価表の様式に公文書館が自己評価を行います。それを踏まえて、7月上旬をめどに1回目をヒアリングのために開催させていただければと思えます。場所は、とりあえずは公文書館でと考えています。

2回目は、その1回目をもとに皆様から評価、意見を提出いただきます。それを事務局でまとめまして、7月下旬あるいは8月にかけて、25年度の業務実績評価、中期目標期間の仮評価の案をお決めいただきたいと思いますと思っております。こちらも公文書館でと考えております。

次回の親委員会でございますが、さっき申しあげましたとおり、3月20日以降に持ち回りと聞いております。本日決定していただいた事項を諮らせていただければと思っております。

どうもありがとうございました。

○田辺分科会長 こういう予定になっておりますけれども、中期目標仮評価も7月、8月に。

○大野専門官 そうです。同じです。

○田辺分科会長 ちょっとここがずれているので、できれば入れておいてほしかったというのが1点です。

あと、委員の皆様方におかれましても、恐らく昨年度の経験を踏まえまして、25年度評価、中期目標評価はやったことがないのでわかりませんが、何か御要望等がありましたら、ここで伝えておけば事務局が準備していただければと思えます。こんな情報をきちんと出してくれとか、何かございますか。

私は1点だけありまして、中期目標仮評価をやるときは、これまでやった単年度評価の

結果を集約して情報を出していただきたいということでもあります。単年度評価の上に中期目標評価というのがあると思いますので、単年度ですっとやってきたのに中期目標の最後のところだけ突然よくなったり突然悪くなったりというのは変だなという感じがいたしますので、その資料の部分をよろしくお願いいたしますというのが私からのお願いでございます。

ほかに何かございますか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、以上で第40回「国立公文書館分科会」を終了いたします。委員の皆様方におかれましては、お忙しいところをどうもありがとうございました。

それでは、散会いたします。